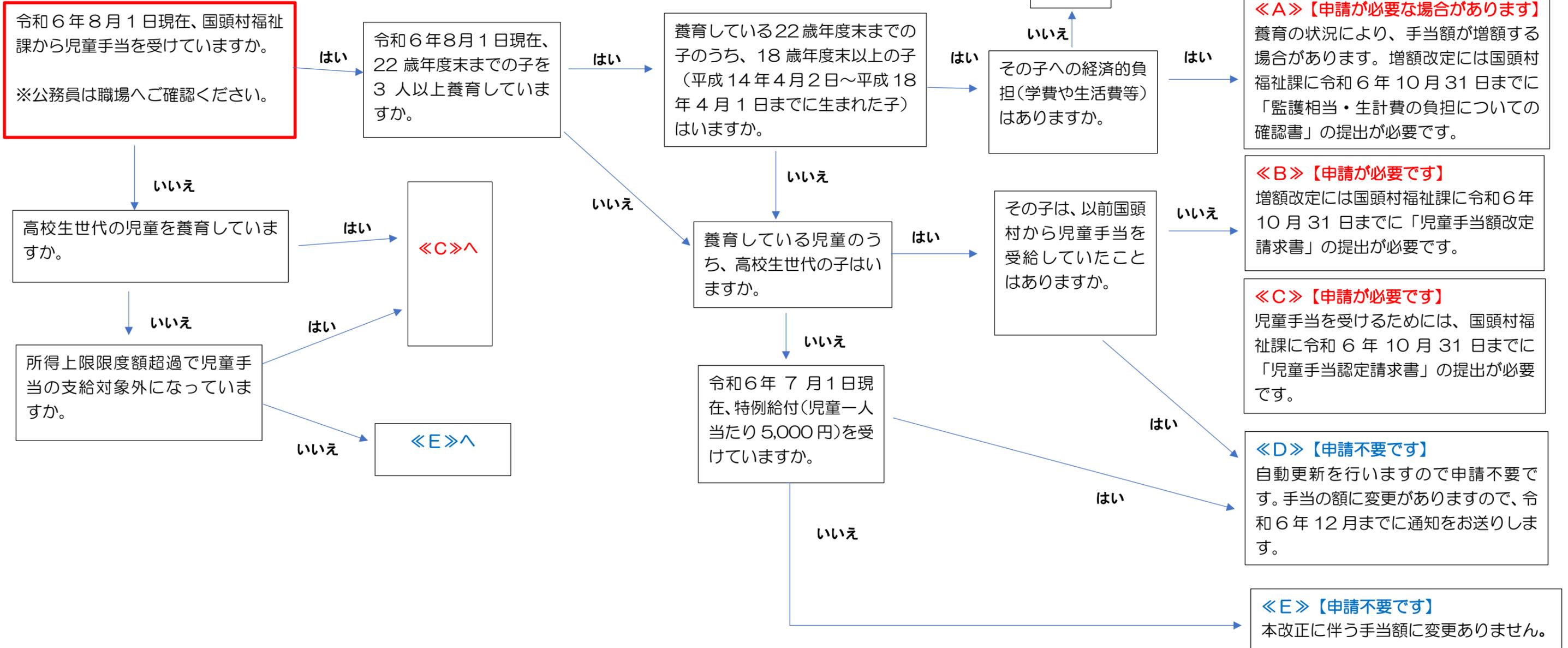


# 令和6年度 児童手当制度改正フローチャート

このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査したうえで決定します。

ここからスタート



## ◎用語の説明

- ・児童・・・0歳から18歳までの児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）
- ・高校生世代・・・15歳から18歳までの児童（平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童）、高校に在学していない場合も含む。
- ・22歳年度末までの子・・・0歳から22歳までの子（平成14年4月2日以降に生まれた子）

※別居している児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出が必要になります。→窓口またはHPからダウンロードできます。

※個別の事情がある方など、不明な点がございましたら国頭村役場 福祉課 TEL：0980-41-2765 までお問い合わせ下さい。